

沖縄県がん診療連携協議会 有識者報告提出資料

2026年2月6日(金)

一般社団法人 グループ・ネクサス・ジャパン

一般社団法人 全国がん患者団体連合会

理事長 天野 慎介

全国がん患者団体連合会／日本難病・疾病団体協議会 石破首相・福岡厚生労働大臣との首相官邸での面談(2025年3月7日)



【高額療養費見直しに関する石破首相の記者会見(2025年3月7日)】

- 「見直し全体について、その**実施を見合わせる**という決断をいたしました」
- 「**本年秋までに、改めて方針を検討し、決定する**ことといたします」

写真は「首相官邸ホームページ」より

石破前首相との面談(2025年11月)



2025年11月27日・衆議院第2議員会館にて

厚生労働省「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」の開催(第1回～第9回)

概要

- 高額療養費制度については、秋までに改めて検討を行い方針を決定することとされているところ。
- 社会保障審議会医療保険部会の下に、患者団体や保険者、労使団体を代表する委員等から構成される「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」を設置。
- 本専門委員会において、患者団体・保険者等からのヒアリングを丁寧に実施した上で、それらを踏まえて、具体的な高額療養費制度の在り方に関して集中的に議論を行う。

開催日

- 第1回 2025年5月26日(意見交換)
- 第2回 2025年6月30日(患者団体等ヒアリング)
- 第3回 2025年8月28日(保険者及び医療関係者・学識経験者ヒアリング)
- 第4回 2025年9月16日(高額療養費制度について)
- 第5回 2025年10月22日(高額療養費制度について)
- 第6回 2025年11月21日(高額療養費制度について)
- 第7回 2025年12月8日(高額療養費制度について)
- 第8回 2025年12月15日(高額療養費制度について)
- 第9回 2025年12月25日(高額療養費制度の見直しについて)
※医療保険部会と合同開催

ヒアリング先

- ・慢性骨髄性白血病患者・家族の会 いずみの会
- ・日本航空健康保険組合
- ・認定NPO法人 日本アレルギー友の会
- ・計機健康保険組合
- ・NPO法人 血液情報広場・つばさ
- ・後藤悌氏(国立がん研究センター中央病院)
- ・認定NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML
- ・康永秀生氏(東京大学大学院医学系研究科)

委員

◎：委員長(五十音順、敬称略)

天野 慎介	全国がん患者団体連合会理事長
井上 隆	日本経済団体連合会専務理事
大黒 宏司	日本難病・疾病団体協議会代表理事
菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
北川 博康	全国健康保険協会理事長
城守 国斗	日本医師会常任理事
佐野 雅宏	健康保険組合連合会会長代理
島 弘志	日本病院会副会長
袖井 孝子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
◎田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
林 鉄兵	日本労働組合総連合会副事務局長
原 勝則	国民健康保険中央会理事長
山内 清行	日本商工会議所企画調査部長

2025年12月15日
第8回専門委員会
「基本的な考え方」取りまとめ

2025年12月24日
厚労・財務大臣の大臣折衝
「具体的な見直し金額」を決定

2025年12月25日
第9回専門委員会
「具体的な見直し金額」を委員会に提示

厚生労働省第9回「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」資料より一部加筆修正

上野厚生労働大臣と片山財務大臣の大臣折衝(2025年12月24日)



上野厚生労働大臣と片山財務大臣は24日、「高額療養費制度」の見直しをめぐって協議し、来年8月から、ひと月当たりの負担上限額を所得に応じて引き上げるとともに、新たに年間の上限額を設けることを決めました。

具体的には、年収およそ370万円から770万円の人の場合、ひと月当たりの負担上限額を5700円引き上げて8万5800円程度とし、年間の上限額は53万円に設定します。

患者団体など 引き上げ幅の見直し求める声

「高額療養費制度」について、政府が、来年8月からひと月当たりの負担上限額を引き上げることなどを決めたことに、患者団体などから特に現役世代に重い負担となる可能性があるとして、引き上げ幅の見直しを求める声が上がりました。

高額療養費制度について、厚生労働省の委員会に参加し患者側の意見を伝えてきた「全国がん患者団体連合会」は24日、「日本難病・疾病団体協議会」とともに、上野厚生労働大臣宛てに声明を出しました。

その中では、長期に治療を続けた場合の負担額が据え置かれたことを評価した一方で、短期の治療では、ひと月当たりの負担上限額が引き上げられることに対して、「十分に抑制されていないため治療断念や生活破綻につながるようなことがないようにさらなる抑制を検討すること」を求めています。

全国がん患者団体連合会の天野慎介理事長は「引き上げについては相当程度抑制的にしてほしいと繰り返しお願いしてきたが、まだかなり厳しい金額だ。特に子育てをしながら治療をしているような現役世代の方には重い負担となる可能性がある。高額療養費は大きなリスクに備える、まさに公的保険制度の根幹をなすものなので、最後に手をつけていただきたい」と話していました。

NHKニュース(2025年12月24日)より

高額療養費制度の見直しについて(2025年12月政府案)

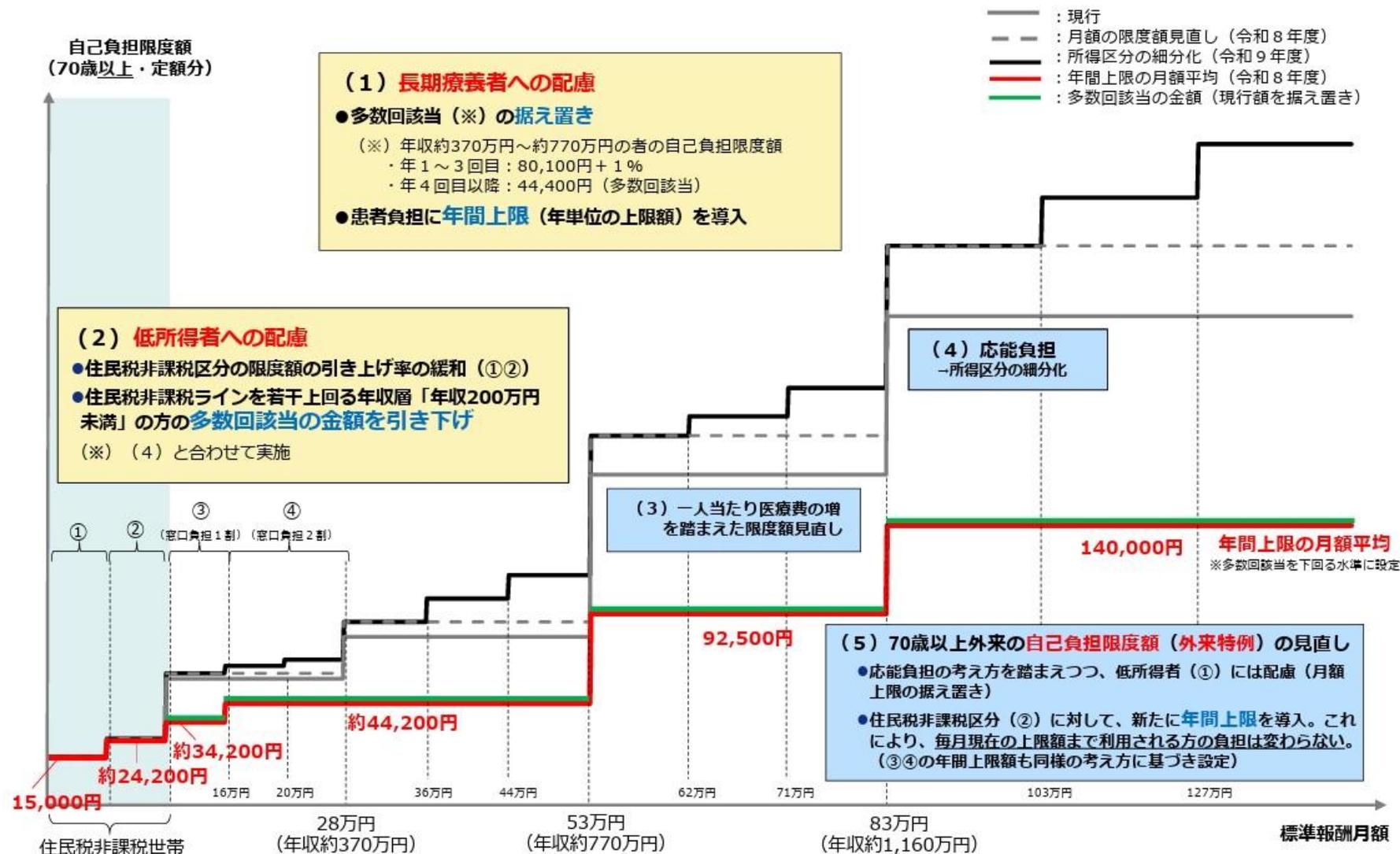
所得区分	現行			R8.8~			R9.8~		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	
約1,650万円~ (標報: 127万円~)	252,600 + 1% <140,100>	-	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	-	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	-	
約1,410~約1,650万円 (標報: 103~121万円)						303,000 + 1% <140,100>			
約1,160~約1,410万円 (標報: 83~98万円)						270,300 + 1% <140,100>			
約1,040~約1,160万円 (標報: 71~79万円)	167,400 + 1% <93,000>	-	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	-	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	-	
約950~約1,040万円 (標報: 62~68万円)						194,400 + 1% <93,000>			
約770~約950万円 (標報: 53~59万円)						179,100 + 1% <93,000>			
約650~約770万円 (標報: 44~50万円)	80,100 + 1% <44,400>	-	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	-	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	-	
約510~約650万円 (標報: 36~41万円)						98,100 + 1% <44,400>			
約370~約510万円 (標報: 28~34万円)						85,800 + 1% <44,400>			
約260~約370万円 (標報: 20~26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)	
約200~約260万円 (標報: 16~19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)	
~約200万円 (標報: ~15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)	
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	-	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	-	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	-	
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)	
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	

年収(概数)	政府が決めた高額療養費制度の見直し内容			年間上限 26年8月~
	月の自己負担上限(円)			
	現行	2026年8月~	2027年8月~	
1650万~			34万2千	168万
1410~1650	25万2600	27万300	30万3千	
1160~1410			27万300	
1040~1160			20万9400	111万
950~1040	16万7400	17万9100	19万4400	
770~950			17万9100	
650~770			11万400	53万
510~650	8万100	8万5800	9万8100	
370~510			8万5800	
260~370			6万9600	53万 27年8月から41万
200~260	5万7600	6万1500	6万5400	
~200			6万1500	
70歳未満 住民税非課税	3万5400	3万6900	3万6900	29万
70歳以上 住民税非課税	2万4600	2万5700	2万5700	
70歳以上 一定所得以下	1万5千	1万5700	1万5700	

(※1) 「~約200万円(標報: ~15万円)」区分に該当することが確認できた者は、令和9年8月以降に償還払い。
 (※2) 外来特例の対象年齢については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

厚生労働省第9回「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」資料より一部加筆修正/朝日新聞(2025年12月23日)より

高額療養費制度の見直しについて(2025年12月政府案)



厚生労働省第9回「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」資料より

「負担減」となる例(多数回該当の金額が引き下げとなる年収200万円未満の患者)

ケース

40歳代・女性・標報15万円(年収約200万円)の患者

主な傷病・治療:乳がん・術後再発/転移・分子標的薬、
前年から継続で多数回該当

総医療費 約658.2万円(3割負担分 約197.4万円)

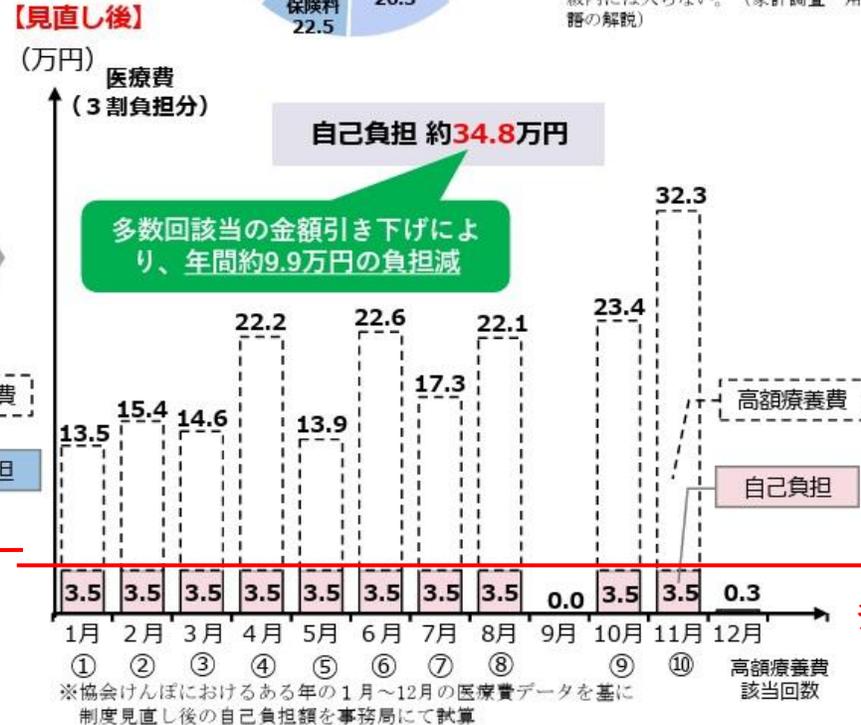
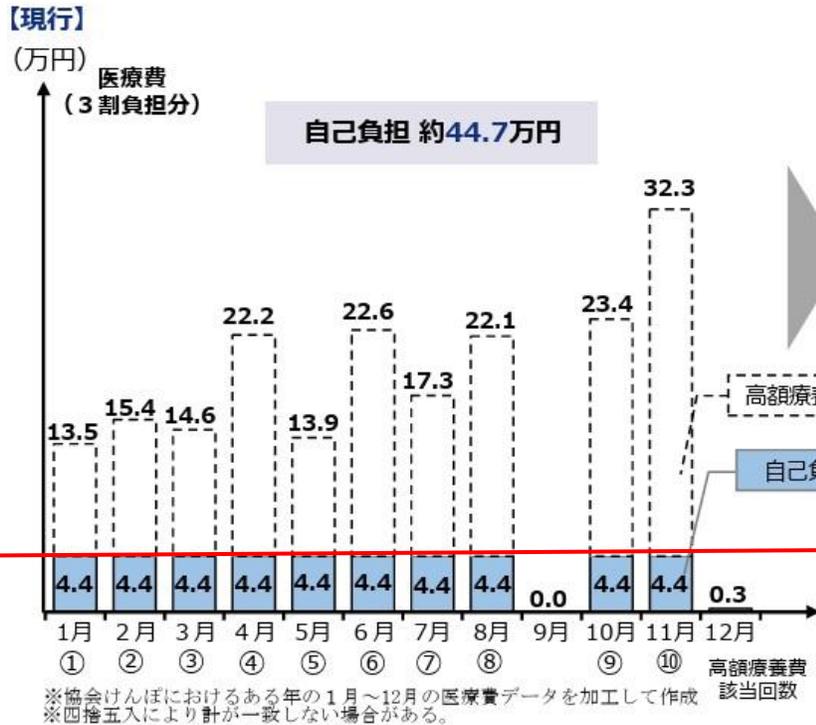
【家計調査】年間収入200万円未満の家計の状況
(年間・2人以上勤労者世帯)

(単位:万円)



※1 総収入(実収入)、食費、光熱水費、住居費(土地家屋借入金返済含む)、税・社会保険料は、総務省「家計調査」(2024)における世帯支出(2人以上勤労者世帯、年収階級200万円未満、月額)を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。(家計調査用語の解説)



現行の多数回該当

多数回該当の引き下げ

厚生労働省第9回「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」資料より一部加筆修正

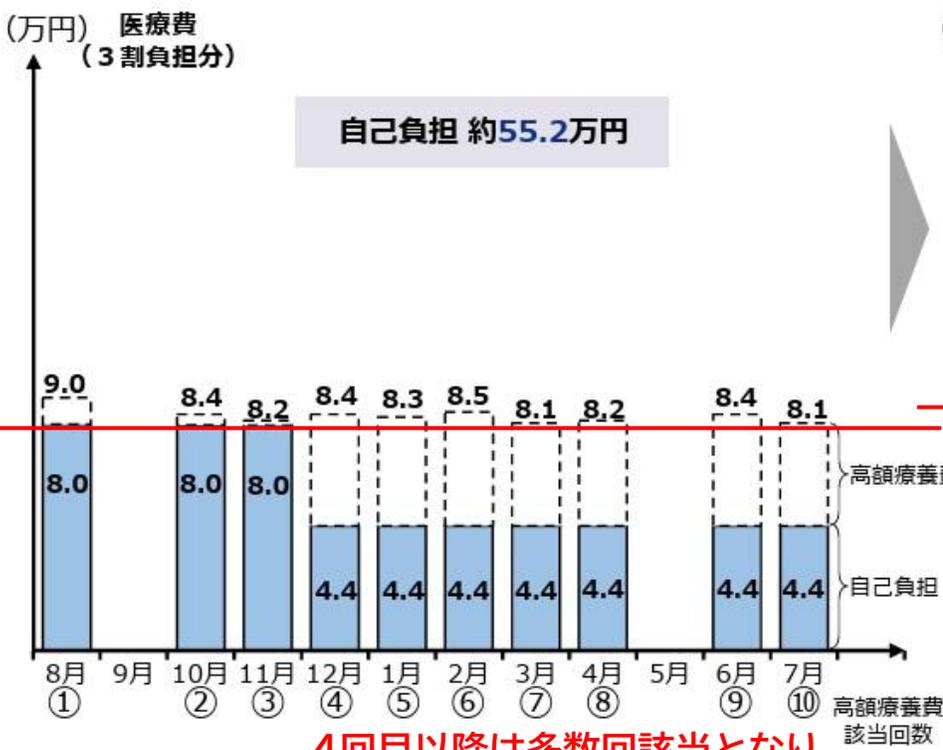
「負担減」となる例(自己負担限度額の引き上げにより多数回該当から外れるが、年間上限に該当する患者)

- 現行制度においては、長期に継続して治療を受ける場合であっても、直近12ヶ月の間に3回以上の高額療養費制度の利用がなければ、多数回該当の対象とならず、大きな経済的負担につながる。
- そこで、新たに患者負担に年単位の上限(「年間上限」)を導入し、「年間上限」を超えて支払った自己負担額については保険者から償還を行う。

自己負担限度額の見直しにより多数回該当から外れてしまう方の場合

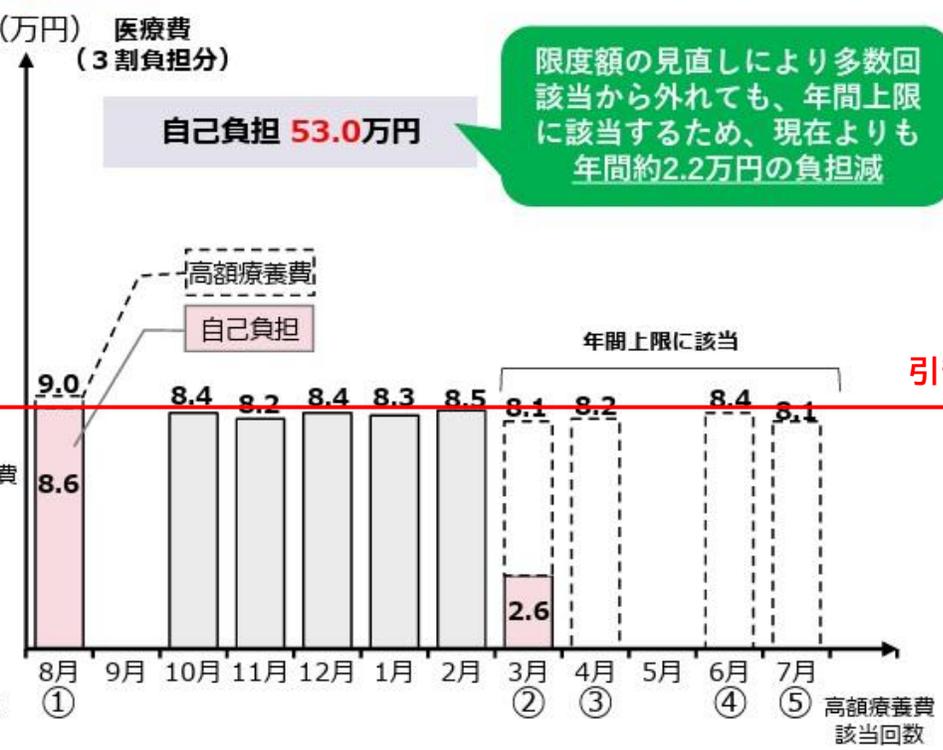
(年収約370万~約510万円の者の場合)

【現行】



4回目以降は多数回該当となり
限度額は44,400円

【見直し後】



限度額の見直しにより多数回該当から外れても、年間上限に該当するため、現在よりも年間約2.2万円の負担減

引き上げ後の限度額



厚生労働省第9回「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」資料より一部加筆修正

「負担増」となる例(多数回該当に年3回該当する患者)

ケース

40歳代・男性・標報50万円(年収約770万円)の患者

総医療費 約391.4万円(3割負担分 約117.4万円)

【家計調査】年間収入750~800万円の家計の状況
(年間・2人以上勤労者世帯)

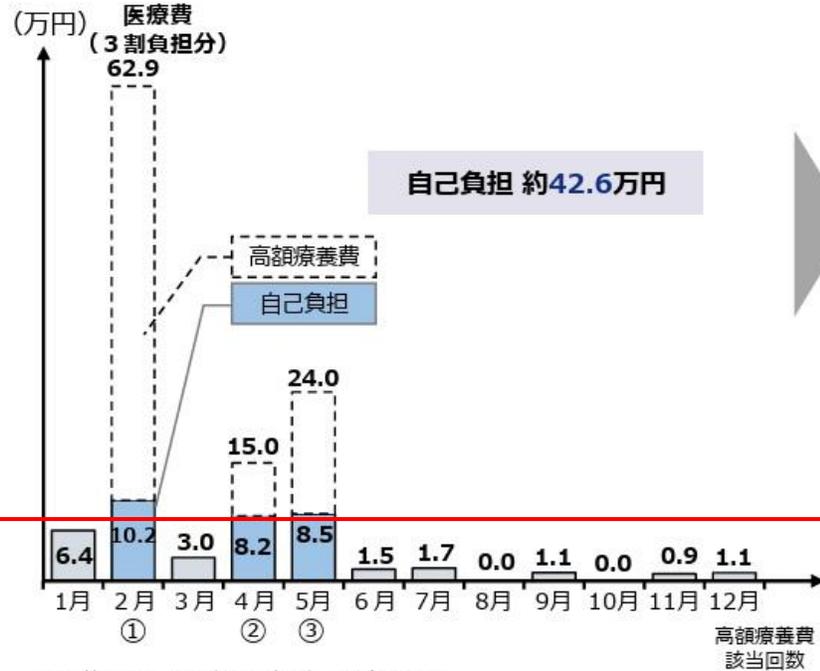
(単位:万円)



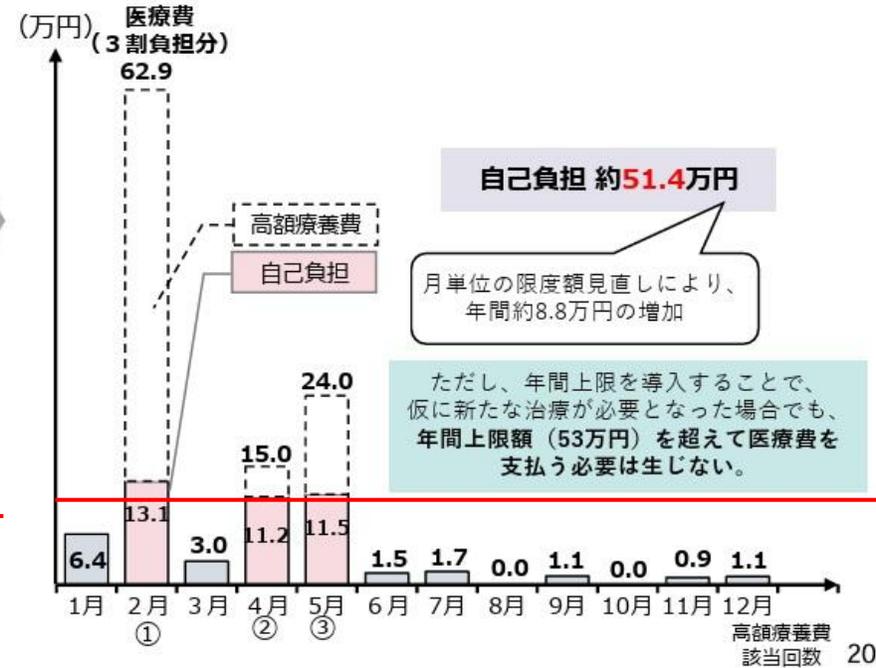
※1 総収入(実収入)、食費、光熱水費、住居費(土地家屋借金返済含む)、税・社会保険料は、総務省「家計調査」(2024)における世帯支出(2人以上勤労者世帯、年収階級750~800万円、月額)を12倍して年間換算。

※2 「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。(家計調査用語の解説)

【現行】



【見直し後】



厚生労働省第9回「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」資料より一部加筆修正

高額療養費見直しによる年間の自己負担増減額 【高額療養費で上限該当3回+多数回該当9回の場合】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
所得区分		現行制度 (上限額n回+多数回該当m回、円)			2025年度見直し案 (上限額n回+多数回該当m回、円)					見直し による 負担増減 (月額、円)	見直し による 負担増減 (年間、円)
		a	b	c =a×n+b×m	a'	b'	c' =a'×n+b'×m	c''	c''' =c'とc''の 小さいほう		
現行制度での 年収区分	見直し案での 所得区分 (万円)	上限額	「多数回該当」 における上限額	年間合計 (上限に達した 月のみ考慮)	上限額	「多数回該当」 における上限額	年間合計 (上限に達した 月のみ考慮)	年間上限	年間負担： min(年間合計、 年間上限)	(a'''-a)	(c'''-c)
区分オ	非課税世帯	35,400	24,600	327,600	36,900	24,600	332,100	290,000	290,000	1,500	-37,600
区分エ	200未満	57,600	44,400	572,400	61,500	34,500	495,000	410,000	410,000	3,900	-162,400
	200-260	57,600	44,400	572,400	65,400	44,400	595,800	530,000	530,000	7,800	-42,400
	260-370	57,600	44,400	572,400	69,600	44,400	608,400	530,000	530,000	12,000	-42,400
区分ウ	370-510	80,100	44,400	639,900	85,800	44,400	657,000	530,000	530,000	5,700	-109,900
	510-650	80,100	44,400	639,900	98,100	44,400	693,900	530,000	530,000	18,000	-109,900
	650-770	80,100	44,400	639,900	110,400	44,400	730,800	530,000	530,000	30,300	-109,900
区分イ	770-950	167,400	93,000	1,339,200	179,100	93,000	1,374,300	1,110,000	1,110,000	11,700	-229,200
	950-1040	167,400	93,000	1,339,200	194,400	93,000	1,420,200	1,110,000	1,110,000	27,000	-229,200
	1040-1160	167,400	93,000	1,339,200	209,400	93,000	1,465,200	1,110,000	1,110,000	42,000	-229,200
区分ア	1160-1410	252,600	140,100	2,018,700	270,300	140,100	2,071,800	1,680,000	1,680,000	17,700	-338,700
	1410-1650	252,600	140,100	2,018,700	303,000	140,100	2,169,900	1,680,000	1,680,000	50,400	-338,700
	1650-	252,600	140,100	2,018,700	342,000	140,100	2,286,900	1,680,000	1,680,000	89,400	-338,700

※単純化のため上限に達した月のみ考慮し、残りの月の自己負担はゼロと仮定。

安藤道人先生(立教大学経済学部教授)作成資料より一部加筆修正/安藤道人先生noteより

高額療養費見直しによる年間の自己負担増減額 【高額療養費で上限該当3回+多数回該当0回の場合】

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
所得区分		現行制度 (上限額n回+多数回該当m回、円)			2025年度見直し案 (上限額n回+多数回該当m回、円)					見直しによる 負担増減 (月額、円)	見直しによる 負担増減 (年間、円)	
		a	b	c =a×n+b×m	a'	b'	c' =a'×n+b'×m	c''	c''' =c'とc''の 小さいほう			
現行制度での 年収区分	見直し案での 所得区分 (万円)	上限額	「多数回該当」 における上限額	年間合計 (上限に達した 月のみ考慮)	上限額	「多数回該当」 における上限額	年間合計 (上限に達した 月のみ考慮)	年間上限	年間負担： min(年間合計、 年間上限)	(a'''-a)	(c'''-c)	
区分オ	非課税世帯	35,400	24,600	106,200	36,900	24,600	110,700	290,000	110,700	1,500	4,500	
区分エ	200未満	57,600	44,400	172,800	61,500	34,500	184,500	410,000	184,500	3,900	11,700	
	200-260	57,600	44,400	172,800	65,400	44,400	196,200	530,000	196,200	7,800	23,400	
	260-370	57,600	44,400	172,800	69,600	44,400	208,800	530,000	208,800	12,000	36,000	
区分ウ	370-510	80,100	44,400	240,300	85,800	44,400	257,400	530,000	257,400	5,700	17,100	
	510-650	80,100	44,400	240,300	98,100	44,400	294,300	530,000	294,300	18,000	54,000	
	650-770	80,100	44,400	240,300	110,400	44,400	331,200	530,000	331,200	30,300	90,900	
区分イ	770-950	167,400	93,000	502,200	179,100	93,000	537,300	1,110,000	537,300	11,700	35,100	
	950-1040	167,400	93,000	502,200	194,400	93,000	583,200	1,110,000	583,200	27,000	81,000	
	1040-1160	167,400	93,000	502,200	209,400	93,000	628,200	1,110,000	628,200	42,000	126,000	
区分ア	1160-1410	252,600	140,100	757,800	270,300	140,100	810,900	1,680,000	810,900	17,700	53,100	
	1410-1650	252,600	140,100	757,800	303,000	140,100	909,000	1,680,000	909,000	50,400	151,200	
	1650-	252,600	140,100	757,800	342,000	140,100	1,026,000	1,680,000	1,026,000	89,400	268,200	

※単純化のため上限に達した月のみ考慮し、残りの月の自己負担はゼロと仮定。

安藤道人先生(立教大学経済学部教授)作成資料より一部加筆修正/安藤道人先生noteより

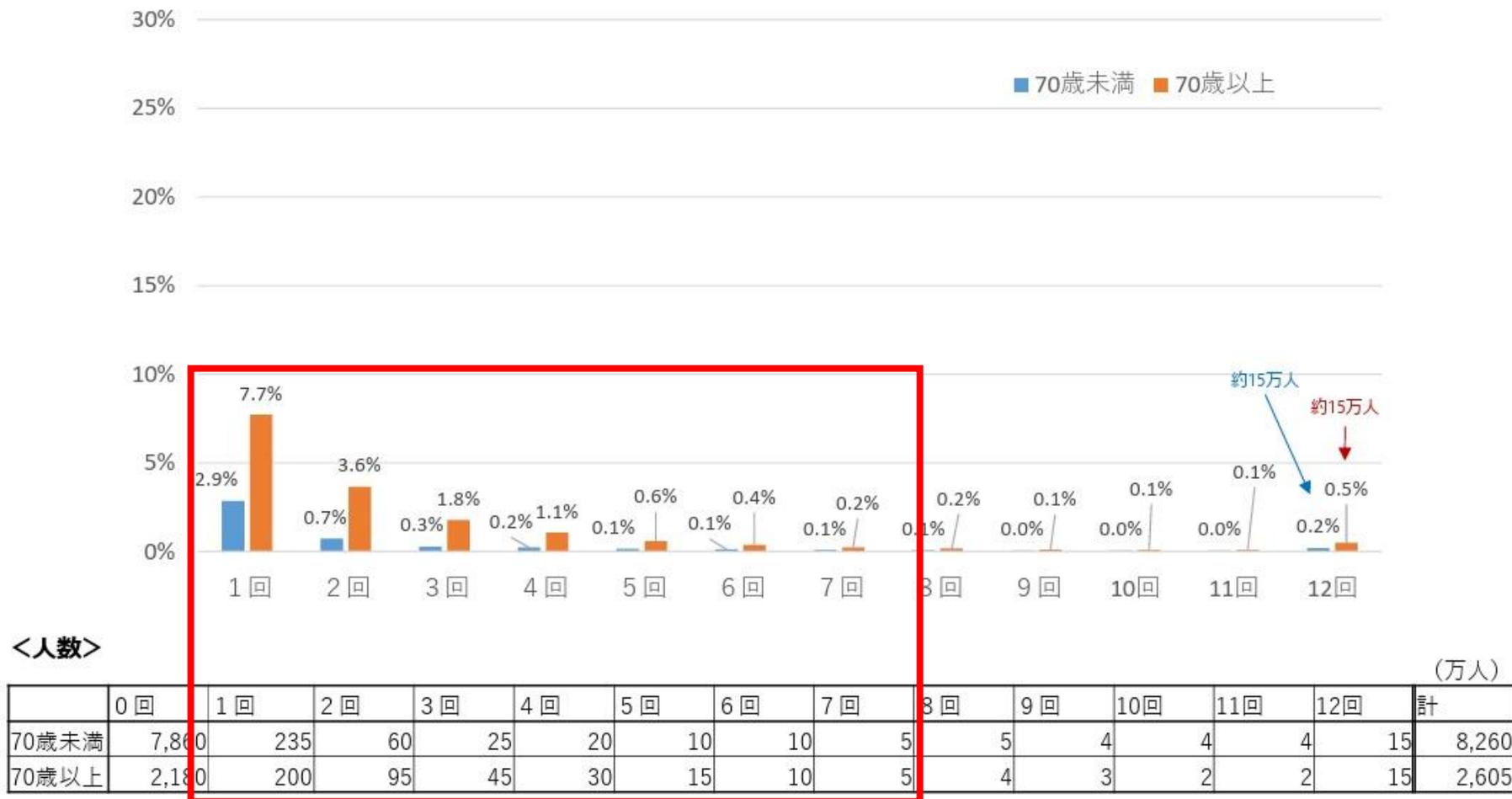
高額療養費見直しによる年間の自己負担増減額 【高額療養費で上限該当3回+多数回該当4回の場合】

(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
所得区分		現行制度 (上限額n回+多数回該当m回、円)			2025年度見直し案 (上限額n回+多数回該当m回、円)					見直しによる負担増減 (月額、円) (a'''-a)	見直しによる負担増減 (年間、円) (c'''-c)	
		a	b	c =a×n+b×m	a'	b'	c' =a'×n+b'×m	c''	c''' =c'とc''の 小さいほう			
現行制度での 年収区分	見直し案での 所得区分 (万円)	上限額	「多数回該当」 における上限額	年間合計 (上限に達した 月のみ考慮)	上限額	「多数回該当」 における上限額	年間合計 (上限に達した 月のみ考慮)	年間上限	年間負担： min(年間合計、 年間上限)			
区分オ	非課税世帯	35,400	24,600	204,600	36,900	24,600	209,100	290,000	209,100	1,500	4,500	
区分エ	200未満	57,600	44,400	350,400	61,500	34,500	322,500	410,000	322,500	3,900	-27,900	
	200-260	57,600	44,400	350,400	65,400	44,400	373,800	530,000	373,800	7,800	23,400	
	260-370	57,600	44,400	350,400	69,600	44,400	386,400	530,000	386,400	12,000	36,000	
区分ウ	370-510	80,100	44,400	417,900	85,800	44,400	435,000	530,000	435,000	5,700	17,100	
	510-650	80,100	44,400	417,900	98,100	44,400	471,900	530,000	471,900	18,000	54,000	
	650-770	80,100	44,400	417,900	110,400	44,400	508,800	530,000	508,800	30,300	90,900	
区分イ	770-950	167,400	93,000	874,200	179,100	93,000	909,300	1,110,000	909,300	11,700	35,100	
	950-1040	167,400	93,000	874,200	194,400	93,000	955,200	1,110,000	955,200	27,000	81,000	
	1040-1160	167,400	93,000	874,200	209,400	93,000	1,000,200	1,110,000	1,000,200	42,000	126,000	
区分ア	1160-1410	252,600	140,100	1,318,200	270,300	140,100	1,371,300	1,680,000	1,371,300	17,700	53,100	
	1410-1650	252,600	140,100	1,318,200	303,000	140,100	1,469,400	1,680,000	1,469,400	50,400	151,200	
	1650-	252,600	140,100	1,318,200	342,000	140,100	1,586,400	1,680,000	1,586,400	89,400	268,200	

※単純化のため上限に達した月のみ考慮し、残りの月の自己負担はゼロと仮定。

安藤道人先生(立教大学経済学部教授)作成資料より一部加筆修正/安藤道人先生noteより

高額療養費制度の年間該当回数別の患者割合(ごく粗い推計値)



※. 令和5年度の医療費、加入者数をベースとして、現行の高額療養費制度に当てはめた場合の受給者数等を推計したもの。
 なお、患者負担割合については後期高齢者の2割負担導入後のものとし、配慮措置については考慮しないものとして推計。
 ※. 高額療養費の該当回数は、外来特例等を除く。